

募集型企画旅行の表示に関する公正競争規約 新旧対照表

下線部が変更箇所

変更	現行
<p style="text-align: center;">第4章 表示の禁止等</p> <p style="text-align: center;"><u>(ステルスマーケティングの禁止)</u></p> <p><u>第13条の2 事業者は、自己の供給する募集型企画旅行の取引について行う表示であって、一般消費者が当該表示であることを判別することが困難であると認められる表示をしてはならない。</u></p>	<p style="text-align: center;">第4章 表示の禁止等</p> <p style="text-align: center;">(新設)</p>

附 則

この規約の変更は、令和7年10月1日から施行する。